

= ご 案 内 =

1. 当院の看護基準は、厚生労働大臣の定める「精神病棟入院基本料 15 対 1・看護配置加算・看護補助加算 1 30 対 1」です。

これは、(日勤・夜勤合わせて) 入院患者 15 人に対して 1 人以上の看護職員がおり、その内の 7 割以上が看護師であることと、入院患者 30 人に対して 1 人以上の看護補助者がいることです。

*許可病床：144床

令和6年度入院患者：133人/日

*令和7年4月1日現在 病棟要員 看護師：36人
准看護師：16人
看護補助者：15人

計67人が24時間交代で病棟の看護業務に従事しています。

2. 当院では、患者さんの負担による「付き添い看護」は認めていません。
 3. 当院では、厚生労働大臣の定める基準の給食を実施しています。
 - *当院は、管理栄養士に管理された食事を適時(朝8時、昼12時、夕18時以降)、適温(保温食器)で、食堂加算の要件を満たす食堂にて提供しています。
 4. 当院の九州厚生局長への施設基準の届出事項は、以下の通りです。
 - *精神病棟入院基本料 15 対 1 ・ 看護配置加算 ・ 看護補助加算 1 30 対 1
 - *看護補助体制充実加算 1
 - *入院時食事療養 (I) 委託 [(株)昭和イーティング]
 - *精神科身体合併症管理加算 *摂食障害入院医療管理加算
 - *精神科地域移行実施加算 *ハイリスク妊産婦連携指導料 2
 - *認知療法・認知行動療法 1 *後発医薬品使用体制加算 2
 - *外来・在宅ベースアップ評価料 (I)、入院ベースアップ評価料 (17)
 - *精神科作業療法
 - *精神科デイ・ケア (大規模)、精神科ショート・ケア (大規模)
精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア
 - *特別療養環境室の提供 (差額室料)
 5. 当院では、保険診療事項以外で患者様個人の希望や状態に応じて提供する諸サービスに係る費用は、利用者の皆様方の個人負担となります。予めご了承ください。
なお、この「保険外負担」の価格については別掲の通り定めています。
- ご不明な点やご相談等ございましたら、医事課までお尋ねください。

令和7年4月1日

医療法人 山のサナーレ・クリニック
理事長 富田均